

(電子メール施行)

令和 5 年 (2023) 年 3 月 1 日

一般社団法人

姫路薬剤師会 会長 様

姫路市保健所長 毛利 好孝

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品」の改正について

平素より本市の保健衛生業務に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省より通知がありましたので、
貴会会員へ周知していただきますようお願い申し上げます。

(担当)

〒670-8530 姫路市坂田町 3 番地

姫路市保健所 総務課 金治

TEL : 079-289-1631 FAX : 079-289-0099

E-mail : hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp